へ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、分配金取得計画の権利消滅期日を同一とすることについて十分に調整を行うよう努めることとする。	（新設）
ト　（略）	ホ　（略）
2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項	2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項
イ　国及び地方公共団体は、除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却に対して、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅制度による補助、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。	除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却に対して、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅制度による補助、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。
ロ　地方公共団体は、同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、法第百二十三条第一項に規定する公告の日を同一とするよう努めることとする。	
第八　売却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保に関する事項	第八　売却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保に関する事項
1・2　（略）	1・2　（略）
3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　地方公共団体は、高齢者の区分所有者や賃借人など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ　地方公共団体は、高齢者の区分所有者や賃借人など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十条第一項に規定する居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。
附　則	
この告示は、公布の日から施行する。	

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第五百三十九号

平成九年建設省告示第二千二百五号における別表（低振動型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低振動型建設機械）の建設機械を追加する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表（低振動型建設機械）

指定番号	機種	型式	申請社名
V－0031	バイブロハンマー	20VM－YTJ	(株)トーメック
V－0032	バイブロハンマー	FAV 180 RF ZERO	(株)大豊商事

○国土交通省告示第五百四十号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一